

# 周南公立大学学生団体 学生のいるまちづくり実行委員会 規約

第1条(名称) 本会は、「がくまち」と称する。

第2条(目的) 本会は、周南公立大学生が主体となり、学生の本分である学び(学業)を一番の地域貢献活動・学生活動に位置付け、その中で地域と連携しながら、周南公立大学が掲げる SDGs 推進宣言にのっとり、未来の自分たちの課題を解決するためのまちづくりにつなげていく活動を全学生で行うことを目的にする。

第3条(事業) 本会は、第2条の周南公立大学の SDGs 推進宣言にのっとり目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 周南公立大学生が未来の課題を解決するために大学の掲げる SDGs 推進を図る活動
- (2) 周南公立大学生が未来の課題を解決する地域観光の育成・創造・推進を図る活動
- (3) 周南公立大学生が未来の課題を解決する特産品の開発・推進を図る活動
- (4) 周南公立大学生が未来の課題を解決するまちづくりの推進を図る活動
- (5) 周南公立大学生が未来の課題を解決する学問、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 周南公立大学生が未来の課題を解決する青少年の健全育成を図る活動
- (7) 周南公立大学生が未来の課題を解決する障害者の自立支援事業の推進を図る活動
- (8) 周南公立大学生が未来の課題を解決する高齢者の生きがいの創造を図る活動
- (9) 周南公立大学生が未来の課題を解決する保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第4条(会員) この団体は、次の2種の委員会メンバー・会員をもって組織を構成する。

- (1)委員会メンバー この団体の目的に賛同し、この団体の活動及び事業を推進する委員会メンバーとして選ばれた周南公立大学生
- (2)SDGs アンバサダー(会員) この団体の目的に賛同し、この団体の活動及び事業を推進するために参加する周南公立大学生

2 委員会メンバーとして入会しようとする者は、申込書を委員長あてに提出し承認を得るものとする。

3 会員は、学生の本分である学業に支障をきたした場合、委員会の指導を受け、目的に掲げている学び(学業)に専念する。

4 会員は、申し出により任意に退会することができる。

第5条(会費) 委員会メンバー・会員にはとくに会費を求めない。本会の経費は、大学からの部費及びその他の収入をもってあてる。

第6条(役員) 本会に、次の役員を置く。

(1)委員長 1名

(2)副委員長 1名以上

(3)主務 1名

2 委員会メンバーはSDGsアンバサダーに所属するメンバーから構成する

3 役員は総会において、委員会メンバーの互選により、過半数の同意をもって選任する。

4 委員長は、会務を総理し、その業務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、本会の事務全般を担当する。

6 本会の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第7条(総会) 本会の総会は、委員会メンバー部員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1)規約、事業等の改廃

(2)事業計画並びに収支予算及び決算

(3)本会の解散

(4)役員を選任及び解任

(5)その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会の議長は、委員長がこれに当たる。

4 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

第8条(予算および決算) 事業計画および収支予算は、委員長が立案し総会の議決を経なければならない。

2 毎事業年度終了後、地域共創センターを交えて委員メンバーは振り返りを実施し、委員長は適宜の様式で事業報告書および収支報告書を作成し、総会で承認を得なければならない。

第9条(事業年度) 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を年度末とする。

第10条(設立年月日) 本会の設立年月日は、令和4年5月26日とする。

第11条(所在地) 本会は、所在地を山口県周南市学園台843-4-2、周南公立大学内に置く。

附則

- 1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。